

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行								
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の二十一の二まで（現行のとおり） （管理口座の記録事項）</p> <p>第四条の二十一の三（現行のとおり）</p> <table border="1" data-bbox="253 560 1115 1053"> <tr> <td data-bbox="253 560 526 938">知事の管理口座</td> <td data-bbox="526 560 1115 938"> 一（現行のとおり） ア（現行のとおり） イ 義務充実に利用できなくなった振替可能削減量等（ウに該当するものを除く。） ウ 申請により義務充実に利用できなくなった振替可能削減量（抹消の対象となつた振替可能削減量を除く。） 二及び三（現行のとおり） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="253 938 526 1053">指定管理口座及び一般管理口座</td> <td data-bbox="526 938 1115 1053">（現行のとおり）</td> </tr> </table> <p>第四条の二十一の三の二から第四条の二十一の七の二まで（現行のとおり） （振替可能削減量の振替等の申請）</p> <p>第四条の二十一の八 条例第五条の二十二第二項の規定による振替可能削減量の振替の申請（第四条の二十一の十四第三項の申請を除く。）は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十</p>	知事の管理口座	一（現行のとおり） ア（現行のとおり） イ 義務充実に利用できなくなった振替可能削減量等（ウに該当するものを除く。） ウ 申請により義務充実に利用できなくなった振替可能削減量（抹消の対象となつた振替可能削減量を除く。） 二及び三（現行のとおり）	指定管理口座及び一般管理口座	（現行のとおり）	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の二十一の二まで（略） （管理口座の記録事項）</p> <p>第四条の二十一の三（略）</p> <table border="1" data-bbox="1160 560 2022 1053"> <tr> <td data-bbox="1160 560 1433 938">知事の管理口座</td> <td data-bbox="1433 560 2022 938"> 一（略） ア（略） イ 義務充実に利用できなくなった振替可能削減量等 二及び三（略） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 938 1433 1053">指定管理口座及び一般管理口座</td> <td data-bbox="1433 938 2022 1053">（略）</td> </tr> </table> <p>第四条の二十一の三の二から第四条の二十一の七の二まで（略） （振替可能削減量の振替等の申請）</p> <p>第四条の二十一の八 条例第五条の二十二第二項の規定による振替可能削減量の振替の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十による振替可能削減量振替申請書により行わな</p>	知事の管理口座	一（略） ア（略） イ 義務充実に利用できなくなった振替可能削減量等 二及び三（略）	指定管理口座及び一般管理口座	（略）
知事の管理口座	一（現行のとおり） ア（現行のとおり） イ 義務充実に利用できなくなった振替可能削減量等（ウに該当するものを除く。） ウ 申請により義務充実に利用できなくなった振替可能削減量（抹消の対象となつた振替可能削減量を除く。） 二及び三（現行のとおり）								
指定管理口座及び一般管理口座	（現行のとおり）								
知事の管理口座	一（略） ア（略） イ 義務充実に利用できなくなった振替可能削減量等 二及び三（略）								
指定管理口座及び一般管理口座	（略）								

による振替可能削減量振替申請書により行わなければならない。

一から九まで (現行のとおり)

2から5まで (現行のとおり)

第四条の二十一の九から第四条の二十一の十二まで (現行のとおり)

(振替可能削減量等の更正)

第四条の二十一の十三 (現行のとおり)

一から五まで (現行のとおり)

六 次条第三項の規定による振替可能削減量の移転の記録について、同項の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。

七及び八 (現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

(義務充当に利用できない振替可能削減量等の移転)

第四条の二十一の十四 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 知事は、一般管理口座に記録されている振替可能削減量のうち、知事が別に定めるところにより、当該一般管理口座の口座名義人から義務充当に利用しない旨の申請があつたものについて、義務充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

4 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十

なければならない。

一から九まで (略)

2から5まで (略)

第四条の二十一の九から第四条の二十一の十二まで (略)

(振替可能削減量等の更正)

第四条の二十一の十三 (略)

一から五まで (略)

六及び七 (略)

2から4まで (略)

(義務充当に利用できない振替可能削減量等の移転)

第四条の二十一の十四 (略)

2 (略)

八の十四の二による振替可能削減量記録移転申請書に、知事が別に定める書類を添えて行わなければならない。

一 当該申請により振替可能削減量の減少の記録がされる一般管理口座の口座番号

二 振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

三 当該申請に係る振替可能削減量の種類及び数量又は識別番号

四 移転の原因となる事由

5 知事は、第三項の規定により振替可能削減量を知事の管理口座に移転したときは、遅滞なく、同項の一般管理口座の口座名義人に対し、書面により通知するものとする。

6 第一項から第三項までの規定による振替可能削減量等の移転は、当該移転の対象となった振替可能削減量等が記録されている管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

第四条の二十一の十五及び第四条の二十一の十六（現行のとおり）
（添付書類）

第四条の二十一の十七（現行のとおり）

一から十二まで（現行のとおり）

十三 第四条の二十一の十四第四項の振替可能削減量記録移転申請書

第四条の二十一の十五及び第四条の二十一の十六（略）
（添付書類）

第四条の二十一の十七（略）

一から十二まで（略）

第1号様式の18の14の2（第4条の21の14関係）

東京部知事 殿		年 月 日	
住所名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名〕 及び主たる事務所の所在地		印	
振替可能削減量記録移転申請書			
<p>記名の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の14第3項の規定により振替可能削減量を義務充当に利用しない旨を次のとおり申請します。</p>			
口	区 番 分		
	種 類		
	振替可能削減量に係る情報		
	識別番号		
	移転の原因となる事由		
	添 付 書 類	別添のとおり	
	振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		
	※受付欄	(電話番号)	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第一号様式の十八の十五から別記第三十九号様式まで (現行のとおり)

移転の原因となる事由	
添 付 書 類	別添のとおり
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	
	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

移転の原因となる事由	
添 付 書 類	別添のとおり
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	
	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第一号様式の十八の十五から別記第三十九号様式まで (略)